佐賀県告示第五十二号

ょ 生活保護法第五十四条の二第四項におい 国残留邦 (平成六年法律第三十号) り、 生活保護法 指定介護機 人等の 昭昭 円滑な帰国の促進及び永住帰国後 関 和二十五年法律第百四十四号) から次 第十四条第四項におい のとお 'n 廃止 て準用する同法第五 \mathcal{O} 届出 が てそ 第五十四条 あ の 自 った。 \mathcal{O} <u>\(\frac{1}{2} \)</u> 例 の支援に に 一十条の よるも の二第四 二の規定に 関 \mathcal{O} する法 とされた 項及 \mathcal{U} 中

平成二十二年一月二十九日

佐賀県知事 古 川 康

一 廃止年月日 平成二十一年八月三十一日

一 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 社会福祉法人祥楓会

所在地 神埼市神埼町鶴二九三五番地二

三 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名 称 社会福祉法人祥楓会

所在地 唐津市佐志一一四六番地一六

^ービスの種類 居宅介護支援事業